

平成29年度 運輸安全マネジメントの取り組み

舟津産業株式会社は、経営トップをはじめ全社員が輸送の安全の重要性を深く認識し、安全を最優先とした取り組みを行ってきました。

第59期（平成29年度）は「輸送の安全に対する基本的な方針」に基づき、より一層安全な輸送を実現すべく全社員が一丸となって取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に対する基本的な方針

- (1) 全社員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全社員が一丸となって取り組み、絶えず安全性の向上を図る。
- (2) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する。
- (3) 安全に対する基本的な方針及びそれに基づく目標・計画を全社員に周知・徹底する。
- (4) 公共の道路を使用して仕事をしているという認識を常に持ち、運転に関する知識・技能の研鑽に努め、人身事故の防止を図る。
- (5) プロドライバーとしての自覚を高め、悪質違反を絶対にさせない。
(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許・無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反)
- (6) 運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車両管理が適切に機能するよう配慮する。
- (7) 現場の声を安全向上方策に継続的に反映させる等、全体の安全性を計画的に向上させる。

2. 輸送の安全に関する目標

- ①人身事故・・・・・・・・0件
- ②物損事故・・・・・・・・0件
- ③自損事故・・・・・・・・0件
- ④追突事故・・・・・・・・0件

3. 輸送の安全に対する投資

- | | |
|----------------------------|-----|
| ①乗務職及び指導者・管理者への安全教育の実施 | 年2回 |
| ②全運転者の「運転記録証明書」を取り寄せて個別に活用 | 年1回 |
| ③運転技能向上を目的とした外部研修会への参加 | 年1回 |

4. 事故に関する統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

平成28年度・・・・・・・・0件

平成29年4月1日
舟津産業株式会社
代表取締役
瀧田 泰典

平成29年度 舟津産業 株式会社 運輸安全マネジメント実施計画書

| 項目 | 内 容 |
|------------------|--|
| 経営責任者の責務と基本的方針 | <p>1. 経営者の責務</p> <p>(1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、会社全体に安全意識の浸透を図る。</p> <p>2. 輸送の安全に対する基本的な方針</p> <p>(1) 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み絶えず安全性の向上を図る。</p> |
| 基本方針達成の具体的な目標・計画 | <p>1. 目標の設定</p> <p>(1) 交通事故の現象目標、重大人身事故、それ以外の人身事故、物損事故を引き続きゼロにしていく。</p> <p>2. 目標達成の為の計画</p> <p>(1) 教育及び研修の充実強化 運転者等の年齢、経歴、能力等に応じて、共用の教育・研修施設等を活用し人材育成を図る。</p> <p>(2) 適正検査を定期的に行い、それを基に教育していく。</p> |
| 安全マネジメントの適確な実施 | <p>1. 安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の課程を円滑に進める。</p> |
| 事故発生時の改善策 | <p>1. 重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取締り等を受けた場合は、速やかに、原因を分析し、改善方策立て全社的に教育・研修を実施し再発の防止を図る。</p> |
| 情報公開等 | <p>1. 事業所内に書面を掲示</p> <p>(1) 輸送の安全に関する基本的な方針、目標及び目標の達成状況</p> <p>(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（前年度の総件数及び事故類型別の事故件数）</p> |
| 記録の管理 | <p>1. マネジメントの実施状況がわかるように記録、保存する。</p> <p>輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、チェック（評価）の結果（目標の達成状況）、その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する。</p> |